

2020年10月6日

(一社) 日本旅館協会 佐藤専務理事殿
(一社) 日本ホテル協会 福内専務理事殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 清澤専務理事殿
(一社) 全日本シティホテル連盟 粉川専務理事殿

ツーリズム産業共同提案体
事務局長 松本 博

「宿泊施設内直営飲食店の GoTo トラベル 地域共通クーポン取扱店舗登録について」

日頃より GoTo トラベル事業にご協力・ご支援賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は宿泊施設様の施設内直営飲食店における地域共通クーポン取扱店舗の登録方法についてご案内申し上げます。

GoTo トラベル登録宿泊事業者の宿泊施設内にある直営飲食店については GoToEat の登録を受けなくても、地域共通クーポンの取扱飲食店舗としての登録が可能となっております。しかしながら現状地域共通クーポンの登録申請にあたって、GoToEat 対象飲食店と申告頂いたがゆえに承認が保留となっている事例がございます。よってこのようなケースにおいては GoTo トラベル事務局へご連絡頂くことにより地域共通クーポン取扱店舗承認が可能となります。つきましては今一度申請内容を確認いただき、該当する申請がございましたら GoTo 事務局へ連絡を頂きますよう会員事業者様にご案内お願い申し上げます。以上宜しくお願い申し上げます。

【問い合わせ連絡先】

GoTo トラベル事務局 地域共通クーポン審査チーム 03-6631-2114/03-6631-2130

以上